

# 8

## 西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS)

もちづき かつや  
望月 克哉

- はじめに【一部略】
- I 設立の経緯と加盟国
  - II 組織と制度
  - III 活動の実績
  - IV 主要プログラムの問題点
  - V 主要国の対応と今後の展望

出典 「アフリカ援助と地域自立」  
林晃史編 研究双書371  
アジア経済研究所 1988年 第6章

### はじめに

1987年7月、ナイジェリアの新首都アブジャにおいて西アフリカ諸国経済共同体 (Economic Community of West African States: ECOWAS) の第10回首脳会議が開催された。農業部門などで若干の回復はうかがわれるものの、依然として深刻な経済危機の下にある各国の状況を反映して、今次の会議でも多くの経済問題が俎上にのせられた。なかでも、その特別セッションにおいてナイジェリアから提案された「ECOWAS経済回復プログラム1988～91」は総額10億ドル、プロジェクト数は136件に上るという広範な内容になっている。その大ききゆえに実現を危ぶむ向きもあるが、活動の停滞が取り沙汰されるなかでの提案だけに注目を集めた<sup>(1)</sup>。

この会議でもっとも頻繁に参加首脳の口にはのぼった表現は、「政治的意志」だったと言う。その意味するところは加盟国間の“協力の意志”ということに尽きる。

80年代における活動の停滞は経済的困難もさることながら、運営をめぐる各国の不一致がその根底にはあった。機構の財政事情やリーダーシップの有無は地域協力の進展にとって大きな障害となってきた。これまでの実績についてECOWAS自らが行った評価は十分とは言えず、活動状況も不透明な部分が多い。本稿ではECOWASの公式情報によりながら、とくに主導国のひとつであるナイジェリアの動きに注目しつつ、地域協力の成果について考えてみたい。

【後略】

## I 設立の経緯と加盟国

西アフリカ亜地域における経済統合は、旧仏領諸国が先行した。フランス圏に属する諸国は独立後もフランスとの緊密な関係を維持し、フランス・フランと固定レートでリンクしたCFAフランを存続させ、域内経済の調整と発展に努力した。1959年結成の「西アフリカ関税同盟」(UDAO)は、66年に経済同盟移行の可能性を留保した「西アフリカ諸国関税同盟」(UDEAO)に改組された。また通貨面では62年に「西アフリカ通貨同盟」(UMOA)が結成されており、73年の機構改革で最高意思決定機関である元首会議が設置されている。

1970年、UDEAOの元首会議は経済開発と貿易振興を実現するため経済共同体へ移行することで合意をみた。これに基づき72年にはベナン、ブルキナファソ、コートジボアール、ニジェール、セネガル、マリ、モーリタニアの関係7カ国が設立条約に署名、翌73年の元首会議で「西アフリカ経済共同体」(CEAO)が結成されている。

英語圏では1965年にリベリアが自由貿易地域設置を提唱して関係諸国を招へい、暫定合意を取り付けた。一方、アフリカの4つの垂地域における地域協力機構設立を推進していた国連アフリカ経済委員会(ECA)も同年、ニジェールに西アフリカの14カ国を集めて会議を開催、リベリアの動きに呼応した経済共同体設立構想を示した。2年余を経てこれが実現し、68年4月に共同市場をめざした「西アフリカ地域グループ」が結成された。同グループのうちナイジェリアとギニアが協力優先分野の検討を行うことになり、69年に優先すべき3つの分野を掲げた報告書を提出した<sup>(2)</sup>。

ナイジェリア内戦(1967~70年)が西アフリカの経済統合、すなわち経済共同体の設立を遅滞させた、と言われる。とりわけビアフラ共和国を承認したコートジボアールとナイジェリア連邦政府の対立は、それまで続けられてきた地域協力の努力を無にしかねないものであった。

しかし、ナイジェリアに関する限り、別の見方も可能である。内戦中、欧米をはじめとする外国勢力の関与に苦しんだ経験が同国の関心をアフリカ諸国、とりわけ西アフリカ各国に向けさせた。自国の安全保障の観点からも近隣諸国との友好関係の強化・発展をはかる必要が認識されるに至った。一方、ビアフラのような分離主義運動への対処は各国に共通する問題であり、国民統合の要請ゆえに切実なものであった。

またナイジェリア内戦後の地域協力の停滞については、「地域大国」として他を圧倒する経済規模と国力を有していた同国が、政治的なリーダーシップの発揮には慎重になっていたとの見方もできる。

70年代の展開には注目すべきものがある。72年4月、経済共同体構想の復活を期してナイジェリア、トーゴ両国政府は協力協定に調印、本格的な説得活動に乗り出した。その第一歩として翌73年7月から8月にかけて両国合同の代表団が西アフリカ諸国すべてを歴訪した。これに続き両国政府の専門家からなる委員会が詳細な条約草案を起草、10月にトーゴの首都ロメで開催された西アフリカ15カ国の閣僚会議にこれを付託した。この会議で基本的な合意が成立し、改めてナイジェリア、トーゴ両国に対して共同発足にむけた提

第1表 ECOWAS加盟国の基礎指標

国名	面積 (km <sup>2</sup> )	データ採用 年度	人口 (100万人)	国民総生産 (100万ドル)	1人当り 国民総生産 (ドル)
ガーナ	238,540	1985	12.7	4,580	390
カーボベルデ	4,033	1984	0.32	140	430
ガンビア	11,000	1985	0.64	170	230
ギニア	245,857	1985	6.1	1,950	320
ギニアビサオ	36,125	1984	0.88	150	180
コートジボワール	322,463	1985	10.07	6,250	620
セネガル	192,192	1984	6.50	2,340	370
シエラレオネ	71,740	1985	3.52	1,380	370
トーゴ	56,000	1985	3.04	750	250
ナイジェリア	923,773	1985	95.1	75,940	760
ニジェール	1,267,000	1985	6.11	1,250	200
ブルキナファソ	274,200	1984	6.53	1,040	140
ベナン	112,622	1985	4.04	1,080	270
マリ	1,240,000	1985	7.51	1,070	140
モーリタニア	1,030,700	1985	1.89	700	410
リベリア	111,369	1984	2.11	1,000	470

(出所) *The World Bank Atlas 1987* (Washington D.C., 1987) より作成。

言の起草を要請するとともに、発足までのスケジュールの大枠が決定された。その一方で、両国は経済的に行き詰まったダホメ(現ベナン)への援助など実質的な協力関係の構築にも着手しつつあった。

共同体の基本原則に関する各国の合意を前提として、75年5月にナイジェリアのラゴスで設立会議が開催され具体的な協力内容を盛り込んだ設立協定が調印された。当初、加盟国は15カ国であったが、同じ75年に独立を達成したカーボベルデが77年に加盟して、つごう16カ国となっている(第1表参照)。

設立に至る経緯を検証する意味で、ここではECOWAS設立に強い意志を示していたナイジェリアを例としてみておこう。

ナイジェリアの第2次国家開発計画(1970~74年)には「経済統合とアフリ

カの統一」と題された1章があり、当時の政府ではこの問題について意志の統一がはかられていたことを示している<sup>(3)</sup>。石油価格高騰による経済の好転を背景に外向きの政策をとる中で、懸案であった包括的な地域協力機構の設立が浮上してきた。西アフリカ諸国の経済規模を勘案すれば、ECOWAS設立が当面の経済発展に寄与しないばかりか、むしろ財政的な負担になることは明らかであった。にもかかわらず積極的にこれに取り組んだ理由は他に求められねばならない。

根底にあったのは非植民地化の原則に基づく地域自立の発想である。経済的自立化による外国支配からの脱却と同時に、外国勢力の介入を阻止するためには紛争防止・解決のメカニズムを持たねばならない。

南部アフリカにおける解放闘争の支援とともに、従来からアフリカ諸国間の不可侵条約締結に熱心であったナイジェリアは、さらに防衛条約の整備をも企図していた。1970年から翌年にかけてアフリカ統一機構(OAU)防衛委員会で議長国をつとめた際にも、その集団的安全保障の徹底を主張し、常備軍創設<sup>(4)</sup>のほか地域防衛条約にも積極的な姿勢を示した。

ECOWAS条約第13章「紛争の解決」には第56条として紛争解決手続が規定されているが、ナイジェリアは条約締結後も不可侵・防衛条項挿入の努力を続け、その結果、78年には不可侵について、81年には防衛上の相互援助についての議定書が取り交わされるに至った<sup>(5)</sup>。

最終的に西アフリカ各国の合意を取り付けるために、ナイジェリアは種々の外交工作を行った。そのひとつが、価格優遇措置によるアフリカ諸国向け原油売却である。75年2月、条件付きながらこの措置が決定するに至った裏には西アフリカ諸国駐在大使をはじめとする外務省関係者の強い働きかけがあったという<sup>(6)</sup>。資金面、貿易面でこうした犠牲を払い、ようやく条約調印にこぎつけたにもかかわらず、その発効までにはさらに1年半を要することになった。

## II 組織と制度

ECOWASは、西アフリカにおける経済活動全般の調整と協力をめざす機構であるために、関連組織が多岐にわたっている。また活動の拡大に伴い、当該分野を統轄する委員会もしくは機関を設置する旨が規定され、組織の一層の充実が予定されている。

共同体の主要組織は次のとおりである。

- ・首脳会議
- ・閣僚会議
- ・事務局
- ・専門委員会

このうち最高決定機関である首脳会議は、共同体の漸進的発展とその目的達成のため、組織全体を拘束する決定を行う。年1回の開催で加盟国首脳が持ち回りで議長をつとめる。決定の内容は共同体の『公式議事録』(年1回発行)で公告されているが、規定の改正や新機関の設置、各委員会で実施されるプログラムの確定など広範なものとなっている。

一方、財政を含む共同体運営に関する決定は各国2名の代表からなる閣僚会議に委ねられている。首脳会議で扱い得る内容は限られているため、年2回開催する閣僚会議がこれを補う仕組みになっている。共同体が実施する諸政策について首脳会議に勧告を行うことも閣僚会議の責務として規定されており、2回の会期のうち1度は首脳会議直前に開かれる。ここでの決定・決議等も『公式議事録』に掲載される。

実際のプログラムや具体的な政策を遂行するのは事務局である。その最高責任者は事務局長であり、4年の任期で首脳会議により任命される。日常的な運営の責任は事務局長にあり、2名の事務局長代理と会計官、そして事務局スタッフがこれを補佐する<sup>(7)</sup>。事務局長はその責任において共同体の活動を検討し、閣僚会議に報告を行うほか、首脳会議に対しても活動報告を義務

付けられている。現在の所在地はナイジェリアのラゴスである。

専門委員会は当初4つの領域で設置された。

- ・貿易・関税・移民・通貨・決済
- ・工業・農業・天然資源
- ・運輸・通信・エネルギー
- ・社会・文化問題

それぞれの委員会は加盟国各1名の専門家で構成され、プログラムの策定とその実施状況の評価を行う。それらは勧告ないし報告のかたちで、事務局長を通じて閣僚会議の検討に付される。必要が生じた場合、設立条約第4条1項の規定に基づき首脳会議は新たな委員会ないし機関を設置する権限を与えられている。これまでの実績としては1981年5月の首脳会議における議定書のなかで、首脳会議の下に置かれ各国の国防相および外相で構成される「防衛会議」とともに、専門委員会の1つとして加盟国の参謀長各1名により構成される「防衛委員会」が設置されている<sup>(8)</sup>。

設立条約の諸規定の解釈ならびに適用に資するため共同仲裁判所が設けられている。共同体運営をめぐる加盟国間の対立を未然に防ぐべく設置され、紛争の解決についても責務を負っている。付託があった場合には専門的、法律的問題について勧告的意見を提出する。その他、同裁判所の構成、権限、地位などについては首脳会議が定めることとされている。

以上が主要な組織であるが、このほかに閣僚会議の勧告に基づいて首脳会議は「国際会計検査官」を任命する<sup>(9)</sup>。

このほか各委員会の下には、その活動を円滑に進めるため一種の機能委員会が置かれている。ここでは金融・財政分野に限って紹介しておく。この分野について主要な責務を負うのは「貿易・関税・移民・通貨・決済委員会」である。たとえば共同体における決済を監督するための「西アフリカ中央銀行委員会」が設置された。加盟各国の中央銀行総裁ないしはそれに準ずる代表者により構成され、共同体の決済制度の運用ならびに金融問題全般について閣僚会議への勧告を行っている。また、加盟国間の資本の自由な移動を確

保する目的で「資本問題委員会」が設置された。加盟国各1名の代表者がこれを構成している。同委員会の機能については設立条約第39条3項が7項目を掲げている<sup>(10)</sup>。これらは加盟国もしくはその市民の資本に関するものであり、その他については同委員会の決定にしたがうものとされている。

共同体の金融制度として最も重要なものに設立条約第11章に規定されている「協力・補償・開発基金」(以下「基金」とよぶ)がある。その財源としては加盟国の拠出金のほか共同体企業からの収入、その他外部からの資金供与によるものとされている<sup>(11)</sup>。

活動分野は多岐にわたっており、主要なものとしては、まず加盟国のプロジェクトへの融資、共同体企業の進出あるいは貿易自由化により損失を蒙っ

第2表 事務局運営費滞納額 (83年9月30日時点)

(単位: UA=SDR)

国名	1979	1980	1981	1982	1983	総計
ガーナ			419,728.83	933,765.09	827,965.15	2,181,461.07
カーボベルデ			63,998.65	72,384.89	64,183.50	200,567.04
ガンビア				180,463.05	166,877.10	347,340.15
ギニア						
ギニアビサオ	69,623.00	102,703.00	96,854.48	108,577.34	96,275.25	474,033.07
コートジボアール					450,211.76	450,211.75
セネガル			66,491.80	390,878.41	346,590.90	803,961.11
シエラレオネ			124,109.17	318,493.52	282,407.40	725,010.40
トーゴ				13,601.49	231,060.60	244,662.09
ナイジェリア					2,105,218.80	2,105,218.80
ニジェール						
ブルキナファソ		149,534.00	167,881.09	188,200.71	166,877.10	672,492.90
ベナン					192,550.50	192,550.50
マリ				137,531.29	121,948.65	259,479.94
モーリタニア			229,597.40	260,585.60	231,060.60	721,243.60
リベリア	312,150.00	458,736.00	432,616.65	484,978.76	430,029.45	2,241,086.86*

(出所) B.O.N. Nwakile, "The Degree of Commitment of Member States to the Over-all Objectives of ECOWAS," in A.A. Owosekun ed., *Towards An African Economic Community: Lessons of Experience from ECOWAS* (Nigerian Institute of Social and Economic Research, 1986), p. 135.

\* リベリアの総計には、1978年分122,576.00 UAを含む。



た加盟国に対する補償の供与、そして共同体のなかで相対的に開発の遅れた加盟国の開発事業の促進などである。また外資を含めて各国のプロジェクト等への投資促進、財源確保がその役割とされている。「基金」は事務局から独立しており、現在トーゴのロメに置かれている。

上述のとおりECOWASにおける意思決定はいくつかのレベルで行われているが、専門委員会から閣僚会議、そして首脳会議において最終決定という手順が一般的である。しかし設立条約には表決手続が規定されていない。閣僚会議の機能について定めた第6条6項の規定からすれば、各レベルでの意思決定において「全会一致の黙示的原則が適用されている」<sup>(12)</sup>とみるのが妥当であろう。したがって閣僚、首脳両会議に対して議決案件を付託する立場にある事務局がその見通しに基づいて事前の判断を下すことが求められている。この結果、事務局の裁量の範囲は規定された以上に広いものとなった。しかし事務局は恒常的な財政難に陥っており（第2表）、その活動は十分なものとは言い難い。

いずれにしても常設機関として存在するのは事務局だけであり、組織として加盟各国の上位にたつものはない。ECOWASが超国家組織ではなく政府間機構として存在する所以でもある。

### III 活動の実績

ナイジェリア、トーゴ両国のイシニアティヴは単に機構づくりに寄与したばかりでなく、それまで英語圏の「地域大国」たるナイジェリアに警戒感を抱いていた諸国、すなわち仏語圏諸国や小国の説得に役立ったとの見方もできる。相互の経済関係が薄弱であり、また経済規模において厳然たる格差が存在しながらも、両国が共同歩調をとったことは他の諸国にも大きなインパクトを与えた。それは地域統合を積極的に推し進めるものではなかったが、少なくともその可能性を示唆していた。

## (1) 1975～76年：当初の蹉き

各国を主導したナイジェリアとトーゴの間でさえも共同体設立をめぐる思惑には食い違いが存在した。両国首脳の前年の了解によれば、新機構の本部はトーゴの首都ロメに置き、初代事務局長はナイジェリアから選出されることになっていた。ところが1975年のクーデターで成立したナイジェリアのムハマド政権は先の了解を反古にし、本部をナイジェリア、事務局長はトーゴからとするよう変更を申し入れた<sup>(13)</sup>。その後のECOWAS設立条約の批准をめぐる動きのなかで、76年11月にロメで西アフリカ諸国の首脳会議が開催され、最終的に本部はラゴスとし、初代事務局長はコートジボアールから選び、ロメには「基金」本部を設置することが決まった。これとあわせて設立条約付属の5つの議定書<sup>(14)</sup>が調印され、漸くにして機構が始動するに至った。

## (2) 1977～79年：組織の形成

1977年1月をもって活動は開始したものの、常設の機関である事務局、「基金」双方ともいまだオフィスもなく、スタッフやその採用手続きすら整わぬ状態であった。これに対処するため一種のタスク・フォースが結成され、当面の運営にあたった<sup>(15)</sup>。事務局、「基金」両機関の組織づくりとともに、その他の機関を含めた事務手続きが固まったのもこの期間である。こうした作業と並行して優先すべき政策分野を確定し、各国経済の情報ベースを作成するための基礎的な調査研究が実施された。その結果、79年に次の6つの分野について共同体のプログラムが策定されることになった。すなわち、(1)貿易・関税、(2)財政・金融、(3)運輸・通信、(4)移民、(5)工業協力、(6)農業協力がそれであり、同年セネガルの首都ダカールで開かれた首脳会議で公にされた。

## (3) 1979～81年：プログラムの立案

1979年の閣僚会議で承認された「工業プログラム」とならんでこの時期の活動の中心となったのは、すでに前年の首脳会議で実施が決まっていた「貿易自由化プログラム」である。設立条約はその第12条で、発効後15年以内に

加盟国間の関税同盟を段階的に設立するとの目標を掲げ、続く条項で以下のようなプログラムを設定している。

「第1段階」(条約発効後2年間)：加盟国は輸入税の引き下げないし撤廃をもとめられることはないが、新たな課税や現行の税率を引き上げてはならない。

「第2段階」(「第1段階」終了後それに引き続く8年間)：加盟国は当該専門委員会が閣僚会議に勧告するスケジュールにしたがって輸入税を漸次引き下げ、最終的には撤廃する。

「第3段階」(「第2段階」終了後それに引き続く5年間)：加盟国は当該専門委員会が勧告するスケジュールにしたがい、既存の対外関税制度における差異を漸進的に解消する。

このプログラムと並行して、貿易自由化の前提となる運輸・通信などインフラ部門の整備、いまひとつの主要生産分野である農業面の協力が当面の実施プログラムに加えられた。

さらに1979年の首脳会議の成果として注目すべきものに「人の自由移動と居住・営業の権利に関する議定書」<sup>(16)</sup>がある。設立条約第4章が「移動および居住の自由」として基本原則を掲げているものの、それはあくまでも2国間ベースのものであった。同議定書は加盟国共通のプログラムとして具体的な内容を規定している。議定書はその第2部において「共同体市民は加盟国の領域に移動、居住、営業する権利を有する」という一般原則を述べたあと、最大限15年の移行期間において施行される旨を明記する。実際の移行は次の3段階を踏んで行われることになった。

第1段階：入国 (entry) の権利、ならびに査証の廃止。

第2段階：居住 (residence) の権利。

第3段階：営業 (establishment) の権利。

それぞれの段階に予定された5年の期間が満了した時点で、プログラムの実施にあたる専門委員会は閣僚会議に対して次の段階への移行を提起するものとされ、当面は翌80年から議定書第3部に規定されたプログラムの第1段

階を実施することになった。

その他の優先分野としても、79年当時の6つに加えて、(7)エネルギー協力、(8)社会・文化協力、(9)組織・運営、(10)防衛協力、が付け加えられ、この時点において設立条約に掲げられた分野がほぼ出そろった。

#### (4) 1981～83年：機構の拡大

1980年の首脳会議で「貿易自由化プログラム」を翌81年から「第2段階」に移行することが決定され、ECOWASは貿易・関税分野において新たな局面を迎えつつあった。また81年の首脳会議は上記4分野のうち、短期、長期のエネルギー・プログラムを確定、その遂行を事務局に命ずる決定を行った。社会・文化面では81年の閣僚会議で事務局長に対して活動プログラムの策定を求める決定がなされ、ECOWASをより住民の側に密着した存在にする試みがなされている。

このほか、とくに防衛分野で著しい前進がみられた。防衛面の相互援助を謳った議定書は78年の相互不可侵に関する議定書をうけたもので、侵略への対処と加盟国の責務を目的として掲げるほか、組織や指揮系統をも規定している。これに基づき「防衛会議」と「防衛委員会」が設置されたことは先にも述べたが、同時に首脳会議はその年次会議で平和と安全の問題一般について検討を行うことが責務として課せられ、必要に応じて特別会議も招集されることになった<sup>(17)</sup>。ECOWASがそれまでの経済問題中心から政治問題にも踏み出した決定として注目される。

#### (5) 1983年首脳会議

この時点までに数次をかぞえた首脳会議のなかで、1983年にギニアの首都コナクリで開かれた会議は、79年のダカールにおけるそれとともに画期をなすものとされている<sup>(18)</sup>。機構の充実と同時に、79年段階で示された優先分野全般について協力プログラムが固まったのが83年の会議であった。ここでは首脳会議の決定のうち主要なもののみを取り上げることとする。

まず第1に、開発協力面でのプログラムと具体的な政策に関する決定がなされた。プログラムは工業分野の開発協力を念頭においた内容で、短期、中期、長期それぞれの措置が掲げられており、とくに長期的措置は地域単位での重工業化政策の策定に示ばられている。一方、政策はより現実的な内容となっており、次の4つの部門の近代化と発展に寄与する業種を優先すべき旨が述べられている。

- (1) 食糧自給と農村住民の生活水準向上につながる農村部門——農業、畜産、漁業。
- (2) 運輸および通信インフラストラクチャー。
- (3) 天然資源。
- (4) エネルギー。

第2に、加盟国原産の工業製品に関する貿易自由化の決定がある。設立条約に盛り込まれたプログラムを踏まえると同時に、貿易自由化計画における西アフリカ経済共同体 (CEAO)、マノ川同盟 (MRU) との間の調整をはかる内容となっている。設立当初のプログラムが加盟国に対して一律に適用されたのとは異なり、83年のそれは加盟国を次の3つのグループに分け、それぞれに異なった関税引下げ措置を設定している。

グループ1 (G1)：カーボベルデ、ガンビア、ギニアビサオ、オートボルタ  
(現ブルキナファソ)、マリ、モーリタニア、ニジェール、  
以上7カ国。

グループ2 (G2)：ベナン、ギニア、リベリア、トーゴ、以上4カ国。

グループ3 (G3)：コートジボアール、ガーナ、ナイジェリア、セネガル、  
以上4カ国。

それぞれのグループについて優先工業製品 (P1) と非優先工業製品 (P2) における関税引下げが規定されている<sup>(19)</sup>。また税制面で優遇措置の対象となる企業については原産地規則の段階的適用がきまっていたが、この点でも一部改訂が行われた<sup>(20)</sup>。

第3に、従来の貿易自由化措置実施の足枷となってきた通貨問題の解消の

ため、できる限り早い段階で単一通貨圏を形成するという決定がなされた。「域内通貨の交換性」問題は関税同盟実現の要件として共同体設立当初からその重要性が指摘されており、80年にはIMFに対して同問題の調査を委託している<sup>(21)</sup>。しかし11種の通貨の流通という現状の困難さに鑑みて、当面は首脳会議の下にアド・ホック委員会を設け、実現のため議長を補佐することを規定するにとどめている。

83年の首脳会議はそれ以前を地域統合の第1段階として、すでに設定されたプログラムや政策を改めて評価しつつ、次の段階においてなすべきことは協力プログラムに基づく諸プロジェクトを確定、実施することであると結論づけた<sup>(22)</sup>。

#### (6) 1984年以降：組織の見直し

83年首脳会議における諸決定にもかかわらず、サヘル地域を中心とした早魃などにより西アフリカの多くの国は大きな打撃を受け、各国の経済は一層悪化した。必然的にECOWASの活動も低調なものとなり、組織見直しの機運が高まりつつあった。

1984年の首脳会議に先立って、国連アフリカ経済委員会 (ECA) から「西アフリカにおける経済統合強化のための提言」が出され、同会議に提出されることになった。そもそも同提言は82年段階でECOWAS側が西アフリカにおける統合問題に関する包括的な研究としてECAに委託したもので、当初は機構の強化をはかるのが目的であった。しかし提言は組織の再編成のみならず、設立条約の見直しをも求める内容となっていた。根底にある統合に関する誤った考え方とともに、政府間経済機構の併存状況が障害であるとし、既存の協力の枠組の根本的な変更を求めた。

しかし1984年の首脳会議では若干の手続き上の見直しがあったにとどまり、依然として多くの時間が経済問題にさかれた。機構の整理・統合には手がつけられず、むしろ経済回復の決議とともに新たな制度として「サハラ以南アフリカ特別基金」が設置された。これは84年9月にIMF・世銀合同委員会が

提起した行動計画の実施のため、先進諸国の結集を狙った一種の「援助の受け皿」である。資金面での外部依存の一方で、いかにして内部の改革を行うかが課題となってきた。

#### IV 主要プログラムの問題点

経済統合の目的のひとつが関税同盟を足掛りとした貿易の自由化にあり、とくに開発途上国の場合には「規模の経済」を前提とした工業化とそれによる経済発展が狙いとなっている。西アフリカ諸国も共同体設立による貿易拡大と工業化が自らの「成長のエンジン」となり経済成長につながるとの判断において共通していた。ECOWASの活動のなかで「工業プログラム」と「貿易自由化プログラム」が前面に押し出されてきた所以もここにある。

一方、将来の共同市場設立のためには生産要素の自由移動が不可欠であり、この面でのプログラム実施も重視すべき課題であった。1978年4月、ラゴスで開催された西アフリカ経済協会の設立会議はECOWAS事務局の全面的な支援の下で、共同体における工業化の現状と展望について包括的な討議を行った。同会議でECOWASにおける製造業の実績を分析した報告者は、それが依然として幼稚産業であり、また域内の多くの国々ではすでに工業化の能力が限界に達している点を指摘した<sup>(23)</sup>。その打開策をECOWASにおける工業協力と調整に求めようというのが、この論者の意図であった。

1979年のECOWAS閣僚会議で、一連の「工業政策」とともに承認された「工業プログラム」は逐次実施に移された。そのポイントは、およそ次の2つと言えるだろう。

第1は、加盟国経済にとっての重要産業の認定である。それは単に住民のニーズのみならず、資源の賦存状態や雇用創出効果をも考慮に入れ、さらに各国の財政的・技術的条件や市場の問題を加味したものでなくてはならない。こうした基準にしたがってECOWAS閣僚会議は10の優先業種を認定した<sup>(24)</sup>。

第2のポイントは、共同体企業の設立である。地域全体として、いち早く工業化を達成するためには加盟国間に優先業種を最適配置する必要がある。また地域に不可欠なものでありながら、資金的・技術的制約から個々の加盟国では担いきれない業種については、共同体の負担において設立されねばならない。さらに共同体として後進地域の開発を推進することはECOWASが掲げた主要目的のひとつに他ならなかった<sup>(25)</sup>。

つまり工業発展の度合いがそれぞれ異なる加盟国の均衡をとりつつ、しかも共同体の経済規模を最大限に活かしながら、域内の相互依存と垂直統合を達成しようとするのがECOWASの「工業プログラム」なのであった。しかし調和のとれた工業化が極めて困難な課題であることは改めて言うまでもない。とりわけ経済危機下にあつて、その克服の方策として工業化を急ぐアフリカ諸国にとってはなおさらのことである。

第1に、加盟国は将来の工業発展についてそれぞれ異なった展望を持っており、すでに開発計画等に盛り込んで実施に移してきた。もとよりECOWASのプログラムはそれらへの配慮の下に策定されたものではない。したがってそこに齟齬の生ずるおそれは多々あるだろう。こうした問題を乗り越えるだけの調整能力こそが共同体に求められねばならない。

第2に共同体のプログラムは一律に実施されてこそ効果を上げ得るもので

第3表 ECOWAS域内貿易の推移

(単位：100万ドル)

年次	域内輸出	域内輸入	対世界輸出	対世界輸入	対世界貿易に占める域内貿易の比率(%)
1981	1,229	1,300	24,430	29,407	4.7
1982	961	1,104	19,293	22,836	4.9
1983	1,028	1,000	18,271	16,118	5.9
1984	871	964	19,003	13,146	5.7
1985	890	976	20,956	16,401	5.0
1986	796	862	16,388	14,937	5.3

(出所) IMF, *Direction of Trade Statistics Yearbook 1987*より作成。



ある。83年の首脳会議で工業製品に関する原産地規則の実施スケジュールが修正された背景にも、そうした事情があった。しかし現在の加盟各国の財政状態からして、プログラム実施で足並みをそろえることは極めて困難な状況にある。やはり83年の決定を例にあげれば、工業製品の関税引き下げ措置において採られたような加盟国のグループ分けはどうしても必要となろう。いずれにしても当初の「工業プログラム」の見直しは急務と言える。

つぎに「貿易自由化プログラム」の検討に移ろう。設立条約に規定された計画の適用が遅れたことは上述のとおりである。経済統合のカギとなる計画の遅滞は共同体にとって致命的とも言えた。原因としては、人員と財源の不足から事務局が当該措置を実施できなかったこと、そして80年の「第1段階」適用決定後になっても大半の加盟国が規定を実施に移さなかったことが指摘されている<sup>(26)</sup>。

しかしながら、関税および非関税障壁撤廃についての当初のスケジュールは順次ECOWASで決定をみるに至った。79年の閣僚会議では未加工品、81年の首脳会議では伝統的手工業品、そして83年の首脳会議では修正スケジュールによる工業製品の貿易自由化が決定されている。これらの措置は、究極的に自由貿易地域から共同市場に至るステップとみなされている。しかし、その実施をめぐる問題は少なくない。域内貿易が拡大せず(第3表)、依然として欧米諸国が主要取引国となっている(第4表)。

80年代にはいつてからのECOWASは、問題が発生してしまってから後追いの対応する姿勢が目立ってきた。たとえば近年、加盟国のプログラム実施状況はとみに悪化している。強制力のないECOWASにとってはこれを監視する手段がほかにないため、83年12月の閣僚会議でようやく加盟各国におけるECOWAS問題担当部局の設置を決定した。

さらに象徴的なのが、西アフリカにおける他の地域機構との関係調整をめぐる対応である。加盟国の多くがそうした機構に属しており、とくに仏語圏諸国が組織する西アフリカ経済共同体(CEAO)との調整は懸案となっていた。にもかかわらず問題が顕在化したのは、ECOWASの関税措置が日程に

第4表 ECOWAS諸国の貿易額および主要相手国

国名	データ採用年度	貿易額 *印はCIF (100万ドル)	主要貿易相手国 ( )内は占有率%
ガーナ	1986	ex. 773	アメリカ(21), イギリス(16), ソ連(12), 西ドイツ(11)
		im. 780	イギリス(21), 西ドイツ(12), アメリカ (11), フランス(5)
カーボベルデ	1984	ex. 2.7	アルジェリア(21.3), コートジボアール (17.8), ポルトガル(17.7), スペイン (8.2), ベナン(3.8)
		im.* 63.5	ポルトガル(22.9), 西ドイツ(18.3), アル ジェリア(13.2), フランス(8.7), ポー ランド(8.7)
ガンビア	1985	ex. 44.9	ガーナ(31.3), スイス(18.0), フランス (9.0), イギリス(8.0), ギニア(7.6)
		im.* 93.9	イギリス(13.5), フランス(10.5), 中国 (9.2), 西ドイツ(5.7), オランダ(5.5), セネガル(3.7)
ギニア	1985	ex. 559	アメリカ(27.5), 西ドイツ(13.9), スペ イン(13.8), アイルランド(11.4), フラ ンス(8.7)
		im.* 448	フランス(30.5), アメリカ(15.1), ブラ ジル(9.6), ベルギー(5.9), 西ドイツ (5.1)
ギニアビサオ	1984	ex. 17.4	ポルトガル(47.7), インド(25.2), フラ ンス(6.3), スペイン(5.3), セネガル (5.1)
		im. 60.1	ポルトガル(28.6), ソ連(14.3), セネガ ル(11.2), フランス(7.2), オランダ(6.7)
コートジボアール	1986	ex. 2,904	オランダ(18.4), フランス(15.0), アメ リカ(10.6), イタリア(8.2), 西ドイツ (5.8)
		im. 1,824	フランス(31.5), ナイジェリア(8.3), 日 本(6.5), 西ドイツ(5.8), オランダ(5.5)
セネガル	1984	ex. 559	フランス(30.6), イギリス(5.7), コート ジボアール(5.5), イタリア(4.1), マリ (2.8)
		im.* 553	フランス(26.5), ナイジェリア(11.2), アメリカ(5.1), スペイン(4.6), 西ドイ ツ(3.5)
シエラレオネ	1985	ex. 137.2	ベルギー(23.3), 西ドイツ(13.4), イギ リス(11.4), アメリカ(9.6)
		im.* 166.7	ナイジェリア(17.8), イギリス(15.8), 西ドイツ(11.5), 日本(5.3), オランダ (5.2)
トーゴ	1986	ex. 273.7	フランス(23.1), オランダ(21.9), ユー gosラビア(6.4), デンマーク(2.9)
		im.* 345.2	フランス(31.9), オランダ(10.2), イギ リス(6.2), コートジボアール(5.3)

国名	データ採用年度	貿易額 *印はCIF (100万ドル)	主要貿易相手国 ( )内は占有率%
ナイジェリア	1985	ex. 12,570 im.* 8,890	アメリカ(18.6), フランス(14.9), 西ドイツ(9.4), イタリア(8.9) イギリス(17.9), ブラジル(12.4), アメリカ(10.0), 西ドイツ(9.6), フランス(8.4)
ニジェール	1985	ex. 250.9 im.* 345.2	フランス(75) フランス(29.8), ナイジェリア(12.8), イタリア(8.9)
ブルキナファソ	1984	ex. 79.8 im.* 210.8	コートジボアール(14.8), フランス(10.5), イギリス(8.8), 西ドイツ(8.0), 日本(7.2), 中国(4.7) フランス(26.0), コートジボアール(22.4), アメリカ(10.0), オランダ(4.6), 西ドイツ(2.5), ベネルクス諸国(1.2)
ベナン	1986	ex. 129 im. 541	西ドイツ(27.5), フランス(12.5), スペイン(10.9), ポルトガル(10.3), イタリア(6.0), イギリス(5.1) フランス(23.4), オランダ(6.5), 韓国(5.4), 日本(4.9), インド(4.4), イタリア(4.4)
マリ	1986	ex. 191.7 im.* 438.1	フランス(16), イギリス(12), 西ドイツ(9), ベルギー(9), アメリカ(7) フランス(30), コートジボアール(23), 西ドイツ(8), イタリア(6), アメリカ(4)
モーリタニア	1985	ex. 375 im.* 233	日本(27.9), イタリア(24.6), ベルギー(15.8), フランス(14.7) フランス(30.6), スペイン(12.7), アメリカ(8.1), セネガル(7.8)
リベリア	1984	ex. 452.1 im.* 363.2	西ドイツ(29.8), アメリカ(20.2), イタリア(15.2), フランス(8.9), オランダ(6.2) アメリカ(22.6), 西ドイツ(11.0), オランダ(9.6), 日本(8.2), イギリス(6.4)

(出所) The Economist Intelligence Unit (EIU), *Country Report* (nos. 1-4, 1987) より作成。

上ってきた80年代に入ってからのものである。関税の撤廃や貿易上の優遇措置を目指す地域機構は、CEAO以外にもマノ川同盟、カーボベルデ/ギニアビサオ自由貿易地域などがあり、いずれもECOWASに先立って一連の措置を実施に移してきた。その結果、ECOWAS条約第20条の最恵国待遇が加盟各国に適用されることで、上述の諸機構の加盟国に不利益を及ぼすことになった。

第5表 西アフリカ手形交換所 (WACH) 取扱高の推移  
(単位: 100万UA; UA = SDR)

	1976/77	1977/78	1978/79	1979/80	1980/81	1981/82
1. ECOWAS域内貿易総額	763	1,078	998	1,268	1,760	1,676
2. WACH取扱高	50.2	43.8	74.3	108.3	167.7	143.2
3. うち貿易分	10.9	35.0	35.7	45.5	23.4	42.0
4. 手形交換高	15.5	16.9	17.4	21.3	23.7	28.9
5. 手形交換高/取扱高 (%)	30.8	38.6	23.4	19.6	14.1	20.2
6. 貿易分/取扱高 (%)	21.7	79.9	48.0	42.0	13.9	29.3
7. 貿易分/域内貿易総額 (%)	1.4	3.2	3.5	3.6	1.3	2.5

・WACHの財政年度は9月～8月。

・1976/77年度は、76年7月から77年8月をカバーした数値。

(出所) C.E. Enuenwosu, "Trade Liberalization and Finance: The ECOWAS Experience," in Owosekun, *op. cit.*, p. 171.

この問題が取り上げられたのは81年の首脳会議であり、対応策として翌年の会議で同問題に関する閣僚委員会が設置された。このほか81年の閣僚会議は事務局が他の2機関と合同で貿易自由化メカニズムにつき検討をくわえることを決定した。

貿易自由化プログラムをめぐっては他にも問題が山積している。わけてもECOWASの主要金融機関である「基金」と西アフリカ手形交換所(WACH)<sup>(27)</sup>の機能は、通貨問題とあわせて重要である。たとえばWACHの活動にしても十分なものとは言いがたいのが現状である(第5表参照)。プログラムの将来はこうした組織・制度の機能如何にかかっているとの評価すらある<sup>(28)</sup>。

最後に、自由移動に関するプログラムの展開にふれておく。1980年にその第1段階として、議定書第3部にある査証提示を要しない90日以内の入国が実施に移された。この期間を越える場合にも、滞在国当局の移民事務所等へ出頭して延長許可を受けることができる、とされていた。そもそもこの問題は西アフリカの多くの国々でおこっている事態を追認したものに他ならず、その意味では手続を明確化したところにプログラムの意義があったとも言える。しかし入国者は予防接種の国際証明書とともに正規の旅行証明書の携帯を義務付けられており、しかも議定書第4条には加盟国の法規の下で許容で

きない移民のカテゴリーに属する共同体市民についてその入国を拒否する権利が留保されている。プログラムの運用次第で移動の自由を保証するよりは、むしろ管理を強めかねない要素を含む内容と言えた。

その後、公務員に対するECOWAS通行許可証の発給に関する81年閣僚会議の決定、共同体市民の定義を明確化した82年の議定書など、関連した規定が付与されてきたが、必ずしもプログラムの進展に貢献しているとは言えない。なかでも84年の貿易・関税・移民委員会で合意をみた「ECOWAS旅行証明書」と呼ばれる域内旅行の際の証明書は、その発行もさることながら、それ以上に運用について危惧がもたれている。通常の旅券とは別にこうした証明書を要求することは手続を煩瑣にし、むしろ域内の人の動きを阻害することになる。

プログラム全体としても1985年の第1段階終了時点で、ナイジェリア政府が第2段階実施を1年間延期する要求を行い、これが承認されたことで遅延をきたすことになった。また一部の国では共同体市民、外国人を問わず48時間以上の滞在の際には移民事務所への出頭を義務づけており<sup>(29)</sup>、第1段階についてもいまだ完了したとはいいがたい。86年の首脳会議はプログラムの第2段階実施を決定しているが、なかでも外国人の就業の問題は各国政府にとって困難な課題となるだろう。

## V 主要国の対応と今後の展望

ECOWAS設立後に生じた事務局設置や事務局長選任をめぐるナイジェリアの態度は、他の加盟国からはきわめて恣意的なものと受け取られた。当初の合意は反古にされ、決着は1976年11月の首脳会議まで引き延ばされた。こうした主導権争いが収拾された70年代末には各国経済が悪化し、拠出金滞納が発生、主要プログラムの実施が一層遅滞した。活動が本格化した80年代にはナイジェリア自身の経済状況が厳しくなり、対ECOWAS政策の見直しを

余儀なくされている。

ECOWASでのイニシアティブと自国の経済的要請の間でジレンマに陥ったナイジェリアは、経済危機が深刻化するなかで後者に屈したかにみえた。シャガリ政権下の1983年1月に発表された2週間を猶予とする未熟練外国人労働者の国外退去措置、さらに同措置の熟練労働者への適用拡大は象徴的である。

ECOWAS条約で移動・居住・営業の自由を保証されている西アフリカ諸国民のうち、対象となったガーナ人は100万人とも200万人とも言われ、ニジェール人も50万人以上が追放されたとみられている<sup>(30)</sup>。後継のブハリ政権も同様の措置を採り、隣接国との間で跡を絶たない密輸（とくに助成価格が設定されている石油製品）<sup>(31)</sup>と通貨流出に手を焼いた同政権は、84年8月には国境を閉鎖するに至った。

86年2月末に現ババンギダ政権が封鎖解除を宣言するまでに、さらに一度、不法移民の追放が行われている<sup>(32)</sup>。この間、ナイジェリアは85年7月に予定されていた自由移動に関するECOWAS条約付属議定書の第2段階実施の1年延期を要請しており、一連の措置が加盟各国の不信を招いたことは言うまでもない。

ナイジェリアの公式見解によれば、ECOWAS諸国、とりわけ隣接国との関係は、自国の枢要な国益に準じた地位を与えられている。そこにはECOWAS主導国たる自国の役割の認識とともに、「地域大国」としての勢力圏の意識がうかがわれる。しかし80年代に入りナイジェリアの姿勢に生じた変化は、単にその役割認識の変化だけでなく、他の諸国との相対的地位が変わりつつあることをも示している。

この点は、ECOWASにおいて自らが推進してきた防衛・安全保障の分野でとりわけ顕著にあらわれた。すでに70年代半ば、ECOWAS設立当初に発生したベニンとトーゴの紛争で効果的な対応ができず、これを長期化させ周辺諸国の期待を裏切った。また74年のマリとブルキナファソの経済紛争がしだいに政治化し、85年にマリが侵攻するに至った際、リビアとともに調停に乗り

出したナイジェリアは、これが「仏語圏の問題」であるとの理由でマリから仲裁を拒否されている<sup>(33)</sup>。ナイジェリアの危機管理能力の低下は明白であり、これはECOWAS内における同国のリーダーシップの後退にもつながった。

それにもかかわらず、他の加盟国にとってナイジェリアが特別な存在であることに変わりはなく、依然として同国に対する期待は大きい。上述のとおりリベリアとシエラレオネの紛争に際して、各国がその調停をナイジェリアに委任したのはその好例であった。また86、87両年の首脳会議でナイジェリアが連続して議長国をつとめるに至ったのも、同国のコミットメント低下に対する加盟各国の配慮の現われとみられている<sup>(34)</sup>。

首脳会議を中心としたECOWAS自体の政治色の強まりは、こうした加盟国の姿勢の変化によるところが大きい。このことはECOWASを取り巻く環境そのものが設立時点とは著しく変化したことをも意味している。地域の自立化を達成するためには当面する問題の解決が必要であり、81年の首脳会議で防衛面の相互援助に関する議定書が取り交わされたこともその一環と見るべきであろう。

また、そうした機能が「防衛会議」のような形で制度化されたことにより、一層この分野を前面に押し出したとすることもできる。国連やアフリカ統一機構を例にだすまでもなく、政府間機構であるECOWASが「政治化」するのは一面では避けられない。むしろ今後の方向としては、域外問題を含めて加盟国が一致した行動をとり、政治的なアピールを強めてゆくことになろう<sup>(35)</sup>。

同様のことは、本来の目的である経済分野についても言える。ECOWAS設立の当初、加盟国を取り巻く経済環境は今日ほど厳しいものではなかった。70年代の各国の成長率は60年代よりは減速したものの、なお経済開発の希望を抱かせるものであった。しかし80年代に様相は一変する。各国が直面する問題の解決には、もはや一国では対処しきれず、関係国の一致した対応が必要とされている。また問題そのものの性格が、経済的なものからより政治的

なものへと変化してきており、たとえば国際交渉マターとしての色彩を強めてきた累積債務問題<sup>(36)</sup>はその典型と言えよう。

そうしたなかでECOWASの果たす役割も大きく変化してきている。経済全般に関する協力という基本目的自体に変化はないとしても、もはや経済統合という目標は一步退いた感がある。今後は設立条約前文が謳う「調和のとれた経済開発の促進」に活動の力点を移すことになる。長期的なプログラムを実施する一方で、具体的な政策をベースにした個別プロジェクトが中心に据えられ、その立案・実施にあたっては当面の見通しが大きな比重を占める。それは域内の要請に立脚しながらも、最終的には域外との交渉において決定せざるを得ない。つまり資金、技術その他で外国援助の導入が期待できるものが優先されることになる。この点、西アフリカをとりまく諸問題についての討議の場、すなわち「政治フォーラム」としてのECOWASはそれなりの意義を持つと言えるかもしれない。

〔注〕 \_\_\_\_\_

- (1) 同計画は、1985年のECOWAS閣僚会議で提案された後、86年の首脳会議で討議に付され、各国の計画相による会議で草案を検討した上でまとめ上げられた。

*West Africa*, July 7, 1986, p. 1412.

- (2) 優先分野は次の3つであった。(1)貿易、輸送および通信、教育、文化交流、情報。(2)調査研究、保健衛生。(3)エネルギー、重工業。Federal Republic of Nigeria, *Second National Development Plan: Programme of Post-War Reconstruction and Development*, Lagos, Federal Ministry of Information, 1970.

- (3) *Ibid.*, Chap. 9.

- (4) いわゆる「パン＝アフリカ軍」創設問題について次を参照せよ。小田英郎『アフリカ現代史III 中部アフリカ』、山川出版社、1986年、260～262ページ。

- (5) *Official Journal of ECOWAS*, Vol. 3, June 1981, p.9.

- (6) Oajide Aluko, *Essays on Nigerian Foreign Policy*, London, George Allen & Unwin, 1981, pp. 199～200.

- (7) 86年時点における組織人員は、専門家40名を含めて240名とされている。*West*



*Africa*, July 6, 1987, p. 1292.

(8) *Official Journal*, Vol. 3, June 1981, pp. 10~13.

(9) 設立条約第10条参照。

(10) 設立条約中の7項目は次のとおり。

1. 資本市場、証券取引所の連結を通じて、共同体における資本移動を達成する。
2. 加盟国で発行された株式が他の加盟国の証券取引所でも上場されることを保証する。
3. 加盟国民による株式その他、有価証券の取得、もしくは自国以外の企業への投資機会を保証する。
4. 加盟各国の株式相場を広報するための機構を設立する。
5. 加盟国における新企業の株式発行について、その相場、時期、量、条件を組織化し調整する。
6. 加盟国間の資本移転の制限撤廃を通じて共同体における資本の移動を保証する。
7. 共同体における投資促進のため加盟国の現行利子率を調整する。

(11) 設立条約第51条1項参照。

(12) S.K.B. Asante, *The Political Economy of Regionalism in Africa*, Preager, 1986, p. 69.

ただし「基金」は例外である。

(13) Aluko, *op. cit.*, p. 235.

(14) 5つの議定書は以下のとおり(ただし、5番目について以下の資料に記載なし。ECOWAS, *Development of the Community—The First Five Years 1977-1981*, Lagos, 1981, p. 9)。

- ・ECOWAS加盟国を原産地とする産品の定義
- ・第三国から輸入した商品のECOWAS内における再輸出
- ・ECOWAS協力・補償・開発基金
- ・ECOWAS予算に対する加盟国の拠出

(15) *Ten Years of ECOWAS 1975-1980* (June, 1985), p. 7.

(16) *Official Journal*, Vol. 1, June 1979, pp. 3~6.

(17) *Official Journal*, Vol. 3, June 1981, p. 10.

(18) *Ten Years of ECOWAS*, p. 13.

(19) <P1について>

G1: 毎年12.5%ずつ8年で撤廃

G2: 毎年16.66%ずつ4年で撤廃

G3：毎年25%ずつ4年で撤廃

〈P2について〉

G1：毎年10%ずつ10年で撤廃

G2：毎年12.5%ずつ8年で撤廃

G3：毎年16.66%ずつ6年で撤廃

(20) 従来の引き上げレベルは次のとおり。

1981年5月 20%

1983年5月 35%

1989年5月 51%

これに対して改訂後の引き上げレベルは

1983年5月 20%

1986年5月 40%

1989年5月 51%

- (21) 室井義雄「西アフリカ経済共同体 (ECOWAS) における『通貨の交換性』問題について」『アジア経済』26巻2号, 1985年2月, 71~72ページ。
- (22) *Ten Years of ECOWAS*, p. 14.
- (23) V.J. Diejomaoh, "State, Structure and Nature of Manufacturing Production in the ECOWAS," in Diejomaoh & Iyoha ed., *Industrialization in the Economic Community of West African States (ECOWAS)*, Heinemann Educational Books (Nig.) Ltd., 1980, p. 54.
- (24) 食品加工, 建築・建設資材, 木材加工, 電気通信, エレクトロニクス, 石油化学, 製薬, 製鉄・鉄鋼, 自動車とその関連産業, 以上の10業種。
- (25) 設立条約第32条1項。
- (26) O. Olaniyan, "Major Issues Arising from the Trade Liberalization Programme in the ECOWAS," *Nigerian Forum*, Vol. 4, No. 7, Nigerian Institute of International Affairs, 1984, p. 154.
- (27) 室井, 前掲論文, 84~88ページ。
- (28) Olaniyan, *op. cit.*, p. 161.
- (29) 筆者のリベリアにおける現地調査による。同国では運転免許証の更新についても外国人は1年ごとという厳しい条件が付されている。
- (30) *West Africa*, Jan. 31, 1983.
- (31) 密輸を含めると統計上の貿易の4倍に上るとの見方もある。Olaniyan, *op. cit.*, p. 157.
- (32) この第2次追放の対象者数は約70万人といわれる。Margaret A. Novicki, "West Africa After the Exodus," *Africa Report*, July-Aug. 1985.

- (33) Segun Johnson, "Burkina-Mali War : Is Nigeria Still A Regional Power," *India Quarterly: A Journal of International Affairs*, XLII, 3, July -Sep. 1986, pp. 297~299.
- (34) *West Africa*, July 7, 1986, p. 1412.
- (35) 1983年の首脳会議におけるつぎの決議は、域外の問題についてのアピールとして注目される。A/RES. 1/5/83 Resolution on the OAU, A/RES. 2/5/83 Resolution on the Appeal for the Support to Chad and Central African Republic (*Official Journal*, Vol. 5, June 1983, p. 13).
- (36) 87年の第10回首脳会議はこの問題を正式議題として取り上げた。*West Africa*, July 20, 1987, p. 1381.

(望月克哉／執筆時：アジア経済研究所総合研究部，現：通商産業省通商政策局経済協力部経済協力課)